

05 農業委員および農地利用最適化推進委員の定数等について①(平成28年8月10日、農業委員会)

1 草津市の状況

現在の農業委員数	26人(選挙20人、選任6人)
農家戸数	1,309戸(2015年農林業センサス)
耕地面積	1,310ha(平成27年度農林水産省耕地面積調査)

2 農業委員の定数等

(1) 定数

農業委員会等に関する法律施行令に基づく定数の上限は19人であるが、近年の農地の減少傾向および今日までの地域の実情等を考慮し、定数は14人とする。

(2) 認定農業者等

認定農業者等が過半以上となるよう各地域や団体に働きかけをするが、任命が困難な場合は農業委員会等に関する法律施行規則第2条第2項の規定に基づき、議会の同意を得て4分の1以上とする。

(3) 女性や青年の登用

女性農業委員および青年農業委員を各1人以上登用できるよう、各地域や団体に働きかける。

(4) 利害関係を有しない者

非農家に限定せず、農業を主な生業としていない者を含めた多様な人材から登用する

05 農業委員および農地利用最適化推進委員の定数等について②(平成28年8月10日、農業委員会)

3 農地利用最適化推進委員の定数等

(1) 定数

農業委員会等に関する法律施行令に基づく定数の上限は14人であるが、近年の農地の減少傾向および今日までの地域の実情等を考慮し、定数は10人とする。

(2) 推薦、応募の区域および人数

区域名	人数	該当区域
志津区域	1人	旧志津学区
草津区域	1人	旧草津学区
老上区域	2人	旧老上学区
山田区域	2人	山田学区
笠縫区域	2人	旧笠縫学区
常盤区域	2人	常盤学区

05 農業委員および農地利用最適化推進委員の定数等について③(平成28年8月10日、農業委員会)

4 委員の推薦・応募

農業委員および農地利用最適化推進委員の推薦・応募は、次の区分によるものとする。

- (1) 個人による推薦（推薦人は3人以上とする。）
- (2) 団体による推薦
- (3) 応募

5 委員の選考

委員の選考においては、透明性を確保するため、選考会を設置し委員を選考する。

6 委員の報酬

委員の報酬額については、業務量等を勘案し適正となるよう、見直しおよび設定を行う。

06 農業委員会法改正の概要①

- 1 法律名 農業委員会等に関する法律
- 2 改正の主旨 農業委員会が、その主たる使命である農地利用の最適化（担い手への集積・集約化、耕作放棄地の発生防止・解除、新規参入の促進）をより良く果たせるようにする。
- 3 公布日 平成27年9月4日
- 4 施行日 平成28年4月1日
- 5 新制度の概要
 - ① 公選制の廃止 ⇒ 市長による選任制へ移行
 - ② 農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の新設
 - ③ 農業委員および推進委員は公募により募集
 - ④ 農業委員の定数は、機動的に運営できるように現行の半分程度
 - ⑤ 農業委員の過半は原則として認定農業者
 - ⑥ 議会推薦・団体推薦による選出制度は廃止

06 農業委員会法改正の概要②

6 新旧制度比較

項目	新制度		現行制度
	農業委員	農地利用最適化 推進委員	農業委員
定数・選出方法	19人(上限) 農地面積1,310ha 公募(応募、推薦)	14人(上限) 100haあたり1人 公募(応募、推薦)	26人 選挙 20人 団体推薦3人 議会推薦3人
法律に基づく 担当区域	なし	あり	なし
任命・委嘱	議会の同意を得て、 市長が任命	農業委員会 が委嘱	団体推薦は市長が選 任
任期	3年 H29.7.20～H32.7.19	3年 委嘱日～H32.7.19	3年 H26.7.20～H29.7.19

06 農業委員会法改正の概要③

項目	新制度		現行制度
	農業委員	農地利用最適化 推進委員	農業委員
要件	認定農業者等が過半数 利害関係を有しない者 を含む 年齢、性別等に著しい 偏りが生じないように配 慮	農地等の利用の最適 化の推進に熱意と識 見を有する者のうちか ら委嘱	農業委員会の区域内 に住所を有する 年齢20年以上 耕作面積が10a以上
総会への出席	○	○(可)	○
総会の議決権	あり	なし	あり
役割	委員会に出席し審議し て、最終的に合議体とし て決定することが主体 (これに加えて、現場活 動を行うことは可能)	担当区域において、現 場活動を行う 総会への出席を求めら れ、または推進委員の 希望で出席し、意見を 述べることができる	

07 草津市農業委員等選任スケジュール

「農業委員」=農業委員

「推進委員」=農地利用最適化推進委員

													H29			
	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	
農業委員会		←————→														
新農業委員会制度の検討		運営委員会														
・農業委員の定数			総会・運営委員会													
・推進委員の定数			総会													
・推進委員の担当区域																
・選考方法 など																
(仮称)			←×————→													
農業委員会制度懇談会			懇談会委員公募		懇談会(全2回)											
農業委員の推薦・公募											←————→					
推進委員の推薦・公募											推薦・公募					
(仮称)												←————→				
農業委員・推進委員選考委員会												選考委員公募	選考会			
農業委員の任命															7/20任命	
推進委員の委嘱															~8/10委嘱	
市議会		●議会説明						★議会提案							★議会提案	
		制度改正、スケジュール等						条例改正(定数、報酬)							農業委員任命同意	
部長会議		○部長会議														
		重要報告														
関係機関・地域への説明	○農談会						←————→				○農談会					
							関係機関・各地域									
市民への周知、公表																
新制度、推薦・公募				○広報、HP(ホームページ)						○広報、HP		○広報、HP、農業委員会だより				
				制度改正						制度改正	委員等の推薦・公募					
				概要						詳細						
応募状況、選考結果											OHP	OHP		OHP		
											応募状況(中間、最終)		選考結果			

08 農業委員・農地利用最適化推進委員(案)①

1 農業委員の定数（上限）

（農業委員会等に関する法律第8条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第5条）

区分	改正後	改正前 (選挙委員)
(1) 次のいずれかの農業委員会 ① 農業者数が1,100以下の農業委員会 ② 農地面積が1,300ha以下の農業委員会	14人	20人
(2) (1)および(3)以外の農業委員会	19人	30人
(3) 農業者の数が6,000を超え、かつ、農地面積が5,000haを超える農業委員会	24人	40人

※ 農業者数…1,309人（H27） 参考（H22）1,555人 農林業センサス

※ 農地面積…1,310ha（H27） 参考（H26）1,320ha、（H25）1,330ha

2 農地利用最適化推進委員の定数（上限）

（農業委員会等に関する法律第18条第2項、農業委員会等に関する法律施行令第8条）

区分	改正後	改正前
農地面積100haあたり1人（端数切り上げ）	14人	—

08 農業委員・農地利用最適化推進委員(案)②

3 農業委員・農地利用最適化推進委員の想定

- (1) H28以降の農地面積は1,300 ha以下となる可能性が高く、次期(H29.7～)の定数(上限)は19人であるが、次々期(H32.7～)は14人となる。
- (2) 現行の区域割(農業委員の地区担当)が地元地域の実情で最大限考慮する必要があり、農業委員と推進委員を合わせ、現行定数と同程度とすることが好ましい。

以上のことから、定数は新農業委員14人、農地利用最適化推進委員10人とする。

- ※ 新農業委員に担当区域や区域毎の定数を設けることはできません。
- ※ 新農業委員14人のうち4人以上は認定農業者等である必要があります。

08 農業委員・農地利用最適化推進委員(案)③

3 農業委員・農地利用最適化推進委員の想定

推薦者等	新農業委員	農地利用 最適化 推進委員	新制度 委員数	現行制度 委員数	備考
志津区域 (旧志津学区)	(1)	1	2	(2)	
草津区域 (旧草津学区)	(1)	1	2	(2)	
老上区域 (旧老上学区)	(2)	2	4	(4)	
山田区域 (山田学区)	(2)	2	4	(4)	
笠縫区域 (旧笠縫学区)	(2)	2	4	(4)	
常盤区域 (常盤学区)	(2)	2	4	(4)	
計	(10)	10	20	20	
草津市農業協同組合	(3)	/	3	1	
滋賀県農業共済組合				1	
草津用水土地改良区				1	
その他の団体					
市議会				3	
利害関係のない者	(1)		1		
合計 (定数)	14	10	24	26	